二十二　第六章Ｂ部の表題を「固体ばら積み貨物についての特別規定」に改める。
二十三　第六章第六規則１中、「ばら積み貨物」を「固体ばら積み貨物」に改める。
二十四　第六章第六規則２及び３を削る。
二十五　第六章第七規則の表題中、「ばら積み貨物」を「固体ばら積み貨物」に改める。
二十六　第六章第七規則４及び５を削り、その後の規定の番号をそれぞれ繰り上げる。
二十七　第七章第七―一規則３中、「ばら積み固体危険物の安全運送に関する詳細な指示（ばら積み固体危険物に係る事故に関する非常措置及び応急医療について機関の作成した指針を参考とした詳細な指示を含む。）」を「ばら積み固体危険物に係る事故に関する非常措置及び応急医療について国際海事機関が作成した指針を参考とした指示」に改める。
二十八　第七章第七―四規則の次に第七―五規則を次のように加える。

第七―五規則　固体危険物のばら積み運送に関する要件

固体危険物のばら積み運送は、第六章第一―一規則１に定義するＩＭＳＢＣコードの関連規定に適合するものとする。

二十九　附属書の付録を次のように改める。

１　旅客船安全証書のための設備の記録（様式Ｐ）中、５の表に14として「船橋航海当直警報装置（ＢＮＷＡＳ）」を加える。
２　貨物船安全設備証書のための設備の記録（様式Ｅ）中、３の表に14として「船橋航海当直警報装置（ＢＮＷＡＳ）」を加える。
３　貨物船安全証書のための設備の記録（様式Ｃ）中、５の表に15として「船橋航海当直警報装置（ＢＮＷＡＳ）」を加える。
４　原子力旅客船安全証書のための設備の記録（様式ＰＮＵＣ）中、５の表に15として「船橋航海当直警報装置（ＢＮＷＡＳ）」を加える。
５　原子力貨物船安全証書のための設備の記録（様式ＣＮＵＣ）中、５の表に14として「船橋航海当直警報装置（ＢＮＷＡＳ）」を加える。

○外務省告示第五百十七号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅰの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十三年一月一日に効力を生ずる。

（平成二十二年四月十九日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十二年十二月十六日　　外務大臣　前原　誠司

一　第一規則30の次に31から34までを加える。

31　「油性残留物（スラッジ）」とは、船舶の通常の運用の間に生ずる油製品の残留物（例えば、主機関又は補助機関のための燃料油又は精製油を清浄するときに生ずる残留物、油除去装置から分離された廃油、油受けにおいて収集された廃油並びに潤滑油及び作動油の廃油）をいう。

32　「油性残留物（スラッジ）タンク」とは、油性残留物（スラッジ）を保留するタンクをいい、当該タンクからスラッジを標準排出連結具又は他の承認された処分方法により、直接に処分することができるものをいう。

33　「油性ビルジ水」とは、機関区域における漏れ、保守作業等から生ずる油によつて汚染されることのある水をいう。ビルジ装置（ビルジ・ウェル、ビルジ管系、タンクの頂部又はビルジ保留タンクを含む。）に入る液体は、油性ビルジ水とみなす。

34　「油性ビルジ水の保留タンク」とは、その排出、移替え又は処分の前に油性ビルジ水を収集するタンクをいう。

二　第十二規則１を次のように改める。

１　総トン数四百トン以上の船舶には、この附属書の定めるところにより他の方法で処理することができない油性残留物を受け入れるため、船舶の機関の型式及び航海の期間を考慮した上、十分な容量のタンクを備える。

三　第十二規則２、第十三規則、第十七規則３並びに第三十八規則２及び７中、「スラッジ」を「油性残留物（スラッジ）」に改める。

四　第十二規則中２を３とし、３を４とする。

五　第十二規則１の次に新たな２として次のように加える。

２　油性残留物（スラッジ）は、第十三規則に定める標準排出連結具又はその他の承認された処分方法により油性残留物（スラッジ）タンクから直接に処分することができる。油性残留物（スラッジ）タンクは、

.１　処分のために指定されたポンプであつて当該タンクから吸入することができるものを備える。

.２　ビルジ・システム、油性ビルジ水の保留タンク、タンクの頂部又は油水分離器への排出連結具を有するものであつてはならない。ただし、当該タンクに、油性ビルジ水の保留タンク若しくはビルジ・ウェルにつながる排水管であつて手動で作動させる自己閉鎖型の弁及び水の安定のその後の目視による監視のための装置のあるもの又は代替装置（ビルジ・パイプ・システムに直接に連結しないものに限る。）を取り付ける場合は、この限りでない。

六　第十七規則３.２中、「その他の油性残留物」を削る。

七　第八章として次のように加える。

第八章　海上における油タンカー間の貨物油の積替え中の汚染の防止

第四十規則　適用範囲

１　この章の規則は、総トン数百五十トン以上の油タンカーであつて、海上における油タンカー間の貨物油の積替え（以下「積替作業」という。）に従事するもの及び二千十二年四月一日以後に行われる当該積替作業について適用する。ただし、同日前に行われる積替作業であるが、第四十一規則１の規定に基づいて必要とされる当該積替作業に関する計画についての主管庁の承認の後に行われるものは、可能な限り当該計画に基づいて行われるものとする。

２　この章の規則は、固定され、又は浮いているプラットフォーム（掘削装置を含む。）、沖合における油の生産及び貯蔵のために使用される浮体式生産・貯蔵・取卸施設及び沖合における精製油の貯蔵のために使用される浮体式貯蔵施設に関連する油の積替作業については、適用しない。

３　この章の規則は、燃料油を供給する作業については、適用しない。

４　この章の規則は、船舶の安全を確保し、若しくは海上において人命を救助するため、又は特定の汚染事件に対応することを目的として損害を最小にするため、必要とされる積替作業については、適用しない。

５　この章の規則は、積替作業に従事するいずれかの船舶が、軍艦、軍の補助艦又は国が所有し、若しくは運航する他の船舶であつて政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、これらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、積替作業が合理的かつ実行可能である限りこの章の規定に即して行われることを確保する。

第四十一規則　安全及び環境保護に関する一般的規則

１　積替作業に従事するいかなる油タンカーも、二千十一年一月一日以後に行われる船舶の最初の年次検査、中間検査又は更新検査の日以前に、積替作業を行う方法を定める計画（以下「積替作業計画」という。）を船内に備える。油タンカーの積替作業計画は、主管庁によつて承認されなければならず、船舶の常用語によつて記載される。